

引上げ分に係る地方消費税収の使途

平成26年4月1日より地方消費税率は100分の25（消費税率換算1%）から63分の17（消費税率換算1.7%）に引き上げられました。

引上げ分の地方消費税収は、年金、医療及び介護並びに少子化対策の「社会保障4経費」と障害者福祉、児童福祉、母子福祉及び高齢者福祉など、生計の困難な方や心身に障害のある方に対して必要な援助を行い、生存権を確保し生活の内容を豊かにする「社会福祉」、年金、国民健康保険及び介護保険など、保険的方法によって社会保障を行う「社会保険」並びに疾病の予防対策、健康増進対策及び医療に係る施策など、健康を保つための施策「保健衛生」の社会保障施策に要する経費に充てることとしています。

（単位：千円）

事業名		予算額	財 源 内 訳			
			特 定 財 源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉事業	532,963	261,749		241	270,973
	重度障害者医療費助成事業	45,836	15,231		12,514	18,091
	小規模作業所事業	12,260			25	12,235
	隣保館事業	31,682	13,971		1	17,710
	児童福祉事業	17,670	5,209		12	12,449
	乳幼児医療費助成事業	20,658	3,294		1,602	15,762
	児童措置事業	83,562	70,210			13,352
	母子福祉事業	114	74			40
	母子家庭医療費助成事業	4,461	1,858		303	2,300
	児童福祉施設事業	331,134	33,090		202,036	96,008
	就学援助事業	0	0		0	0
	高齢者福祉事業	105,557	9,268		6,774	89,515
	高齢者福祉施設事業	7,774	0		323	7,451
	小 計	1,193,671	413,954		223,831	555,886
社会保険	国民年金事業	5,468	2,636			2,832
	国民健康保険事業	155,191	62,564		1,536	91,091
	介護保険事業	242,798	20,847		0	221,951
	後期高齢者医療保険事業	259,450	46,971			212,429
	小 計	662,907	133,018		1,536	528,303
保健衛生	救急医療体制対策等事業	11,518				11,518
	疾病予防対策事業	35,315			1	35,314
	母子健康指導事業	19,481				19,481
	保健センター事業	106,762			77,970	17,792
	健康づくり推進事業	1,746				1,746
	健康増進事業	25,649	0		0	25,649
	地域医療対策事業	156,858			82,700	74,158
	小 計	357,329	0		160,671	185,658
合 計		2,213,907	546,972		386,038	1,269,847
						うち引上げ分の 地方消費税 74,000